

鹿児島女子短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン

平成23年5月9日
運営会議決定
平成27年4月1日
学長改正
平成28年2月25日
学長改正

1. 目的

鹿児島女子短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営及び管理を行うために、必要な事項を定める。

2. 対象となる公的研究費

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金とする。

3. 最高管理責任者及び統括管理責任者

- (1) 公的研究費の運営及び管理について、本学全体を統括し最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。また、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、学長補佐（教務担当）をもって充てる。
- (2) 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

4. コンプライアンス推進責任者

本学における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、児童教育学科長、生活科学科長及び教養学科長をもって充てる。

- (1) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、本学の公的研究費の執行状況について検証し、予算の執行が当初計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要な改善策を講じるものとする。
- (2) コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する学科等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する学科等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督しなければならない。

5. 事務処理手続き

公的研究費の事務処理手続きについては、別途「科学研究費等公的研究費事務取扱要領」を

定め、研究者及び事務職員に周知するものとする。

6. 事務処理手続き相談窓口

公的研究費の事務処理手続き相談窓口は、申請事務手続きについては総務課長、経理事務手続きについては総務課会計担当者とする。

7. 不正防止計画推進部署

不正防止計画の推進部署は不正防止委員会とし、運営会議をもって充てる。

8. 不正防止計画

不正防止委員会は、「鹿児島女子短期大学公的研究費不正防止計画」に基づき、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止するものとする。

9. 公的研究費の適正な運営・管理

公的研究費の適正な運営・管理並びに公的研究費の執行状況管理及び支出管理は、総務課会計担当者が行うものとし、納品検査等の検収並びに研究者の旅費及び研究補助に係る謝金等の実施確認を徹底する。

10. 不正な取引に関与した業者の処分方針

不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずる。

11. 公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口

公的研究費の使用に関する大学内外からのルール等の相談窓口は、総務課長とする。

12. 通報（告発）受付窓口及び通報等の取扱い

公的研究費の不正使用に関する大学内外からの通報受付窓口は、事務局長とする。事務局長は、不正使用に関する通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者へ報告するものとし、最高管理責任者は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該公的研究費に係る配分機関に報告する。

13. 第三者調査委員会の設置

最高管理責任者は、調査が必要と判断した場合は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成する「調査委員会」を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、事実の認定を行う。

14. 公的研究費の配分機関への報告及び調査への協力等

最高管理責任者は不正行為の調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、当該公的研究に係る配分機関に報告し、その対応等について協議するものとし、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的資金等における管理。

監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該公的研究費に関わる配分機関に提出する。

- (1) 最高管理責任者は、前号の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を提出する。
- (2) 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該公的研究費に関わる配分機関に報告する。
- (3) 最高管理責任者は、当該公的研究費に関わる配分機関から調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を求められたときは、調査の終了前であっても、速やかに提出する。
- (4) 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該公的研究費に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

15. 通報者の保護及び秘密保持

通報を知る立場にある者は、通報者が特定されないように適切な措置を講ずるとともに、通報者に不利益が生じないよう配慮するものとする。また、通報内容等が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

16. モニタリング及び内部監査

公的研究費の執行に係るモニタリング及び内部監査は、財務状況に関する経理監査及び不正防止のための体制検証を含むものとし、次のとおり実施する。

- (1) 経理監査は総務課が行うこととし、不正防止委員会と連携して研究活動等の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査及び検証を行う。
- (2) 経理監査以外の監査は、不正防止計画推進担当である不正防止委員会が行うこととし、大学全体の視点から研究費の管理・運営及び研究活動上の不正行為防止体制などについて改善を重視したモニタリング及び監査を行う。

17. 情報発信・共有化の推進

最高管理責任者は、公的研究費の不正防止に向けた取組みについて、基本方針及び手続等をホームページで公表する。

18. その他

この基本方針に定めるもののほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」に実施が必要とされた事項について、所要の取組を実施する。